

北松戸訪問看護ステーション運営規程 (訪問看護事業・介護予防訪問看護事業)

(事業の目的)

第1条

医療法人梨香会が開設する北松戸訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態、介護予防にあたっては要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. サービスは利用者の要介護〔要支援〕状態の軽減、もしくは悪化の防止に資するよう療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 北松戸訪問看護ステーション
2. 所在地 松戸市上本郷 2089

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1 名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
2. 看護師等 看護師 常勤換算方法 2.5 名以上

看護師等は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき、指定訪問看護の提供にあたる。

3. 事務職員 必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日：祝日を含め月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。
なお、利用者の希望により営業時間外においてもサービス提供を行う。
3. 利用者の病状等から必要と認められる場合は、24時間常時連絡可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第6条

1. 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書の作成及び利用者又はその家族への説明
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載。

サービス内容は、次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・入浴・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事及び排泄等、日常生活の世話
 - ④ 褥創（床ずれ）の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ 精神障害に対する生活技能訓練
 - ⑪ その他医師の指示による医療処置
2. 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
 3. 訪問看護〔介護予防訪問看護〕報告書の作成

(利用料等)

第7条

1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、事業所はその利用者から利用者負担分の額について支払を受ける。
2. 次条の、通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートルにつきおおむね 100 円

3. 死後の処置料は 10,000 円。深夜 15,000 円。
4. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を行い、利用者またはその家族の同意を得るものとする。支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
5. 利用者又はその家族が、正当な理由がなく指定訪問看護の提供をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
6. 利用料等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
7. 指定訪問看護の提供開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上に、支払いに同意する旨の文書に署名をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、松戸市、柏市（沼南町は除く）、流山市及び市川市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条

1. 看護師等は、指定訪問看護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。
2. 事業者は利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
4. 事業者は利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償

すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第10条

事業者は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

（ハラスメント防止）

第11条

1. 事業者は、適切な訪問看護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
2. 労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）が定義する6種のハラスメント「身体的な攻撃」「精神的な攻撃」「人間関係からの切り離し」「過大な要求」「過小な要求」「個の侵害」に則り、下記を想定とする。
 - ① 精神的な攻撃（人格を否定するような言動・侮辱的な言動・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責する）
 - ② 身体的暴力（物を投げる・叩かれる・蹴られるなど、回避したため危害を免れるケースも含む）
 - ③ 過大な要求（サービスとして提供していない内容の提供を強いる）
 - ④ 個の侵害（サービスの提供に関係ない情報を引出そうとする）
 - ⑤ セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

上記のような事象がみられた場合、サービス提供の遅延やサービス提供の停止、契約解除の措置を行う。

（虐待防止の対策及び身体的拘束等の適正化）

第12条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

1. 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
2. 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を

受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

3. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
4. 事業所は虐待防止に関する責任者を定めます。
5. 事業所は、利用者または他の利用者の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の言動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という）を行なわない。
6. 事業所はやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態度および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
7. 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 身体的拘束等の適正化に関する責任者を定めます。
 - ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

（感染症発生・まん延防止の対策）

第13条

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
4. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していきます。
5. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

（業務継続計画の取り組み）

第14条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

1. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に実施します。

2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

(その他運営についての留意事項)

第15条

1. 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との間の雇用契約とする。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人梨香会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成18年4月1日より施行する。

この規程は平成20年11月1日より施行する。

この規程は平成25年7月25日より施行する。

この規程は平成29年8月29日より施行する。

この規程は令和元年8月23日より施行する。

この規程は令和4年4月1日より施行する。

この規定は令和6年4月1日より施行する。